	韓 都道府県国民保護モデル計画につい	17 4
1	📴 地域防災力の充実に向けた消防団の	<b>の取組事例</b> 6
CONTENTS		8
		0
	福岡県西方沖を震源とする地震…	
	競技術基準の性能規定化と圧縮水素   設置給油取扱所の基準の特例等に	充てん設備1() ついて
	□ 対象火気設備等省令の一部を改正	Eする省令」12
	│ <b>賃</b> 特定共同住宅等における必要とされる防火安全	
		17年5月号 NO.410
巻頭言	が災研究と実学への架け橋	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
Report =		
	1月~12月 )における火災の概要( 概数 )···································	15
消防大学校	における教育訓練等に関する検討会(中間報告)	17
TOPICS =		
少年少女消	肖防クラブフレンドシップ2005「自分で守ろう みんた	
		20
	4/SC14東京会議の開催結果	
消防庁の旅	箕の制定について	22
緊急消防援		
平成17年	度緊急消防援助隊の登録状況	23
消防通信~;		
兵庫県 姫路	路市消防局 「姫路消防 躍進元年」	24
消防通信~望		
	方(東京都)/丸岡町消防本部(福井県)	
<b>大</b> 澤巾消》	方局(滋賀県)/鳥取県東部広域行政管理組合消防局(鳥	取宗 <i>)</i>
消防大学校	だより	
	学科のスタート/成績優秀者(警防科第76期/予防科第77期) 26	
広報資料(6		1
危険物安全週間 消防法の改正し	旬	199
INFORMA		
	———— 知·································	表紙富山県
広報テーマ(6	月分)————————————————————————————————————	消防防災へリコプター



プター 「とやま」

# 防災研究と実学への架け橋



防災科学技術研究所 研究主監 石田 瑞穂

幼い頃の記憶で最も強烈な私の思い出は、遠くの燃え上がる炎と大人の背中で泣いている自分自身です。大泣きの私をあやしながら、何故かおろおろする大人たちのただならぬ気配と、いつまでも鳴っている半鐘の音などに不安を一層かきたてられ、さらにわーわー泣いた記憶です。これが昭和22年の飯田市の大火でした。強風に煽られ城下町の市街地は我が家も含め消失しました。

次の思い出は、なんと家の外でがやがやする人声で目覚めて見た窓外の景色です。我が家の前は、田んぼでした。道路より2メートルほど低くなっていましたが、その田が土砂に埋まり、さらに数百メートルほど下った道路沿いの2階屋が平屋になっているのです。前夜の大雨で、幅3~4メートルほどの小川が氾濫したのでした。

子供の私に強烈な印象を残した火災や氾濫の恐怖は、普段は心の奥で眠っています。我が国では、このくらいのことは日常茶飯事として新聞やTVニュースで報道されているからかもしれません。しかし一口に災害と言っても、地震・津波・火山噴火から暴風雨・土砂・雪崩による災害まで幅広く、さらに最近では、これらが複合して被害を一層大きなものにしています。ところが、これらの広い分野にわたる研究者は個々に活躍していることが多く、情報を共有し、協力体制を組むことが難しいと従来から考えられていました。そこで、防災科学技術研究所、京都大学防災研究所、東京大学地震研究所が中心となり、まず地震・津波災害、火山災害、水災害などのような自然災害を中心とした被害の軽減に資する研究を推進するための研究者間の協力体制を築くことに致しました。その結果、平成15年6月27日に「防災研究フォーラム」が立ち上げられました。

主な目的は、1)研究機関の連携による自然災害軽減・防御に関する共同研究プロジェクトの立案、2)文部科学省における自然災害軽減・防御に関する研究開発計画等の企画、調整のための意見集約、3)大規模突発災害に対応する迅速な産官学連携体制の構築、4)産官学の研究者(機関)間の連絡体制の構築、意見交換等の促進、5)研究者(機関)と防災実務担当者(機関)間の情報交換、意見交換等の促進、5)研究者(機関)と防災実務担当者(機関)間の情報交換、意見交換等の促進、6)防災関係行政機関等への災害軽減・防御に関する調査・研究の協力要請等です。

既に3回のシンポジウムを開催し情報交換を行っていますが、昨年の10月23日新潟県中越地震、12月26日スマトラ島沖地震や今年の3月20日福岡県西方沖を震源とする地震などの調査のために立ち上げられた緊急研究の調整、臨時観測の情報など、研究者間の情報流通と共同プロジェクト企画・立案に少しは貢献できるようになっています。また、自治体で進められている成果普及事業などとも情報交換・連携などがシンポジウムやフォーラムホームページを通じて進められつつあります。各種災害軽減に少しでも役立つことができるなら、遠い昔の恐怖を乗り越えることができるでしょう。





平成17年 5**月号** 

No. 410

都道府県国民保護モデル計画について 地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例 「地震防災戦略」の決定 福岡県西方沖を震源とする地震 他



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency



# 都道府県国民保護モデル計画について

## はじめに

前月号では、「都道府県国民保護モデル計画 (素案)」 (以下「素案」という。)について説明しましたが、その後、 「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」(座長:石原 信雄元内閣官房副長官)における議論及び各地方公共団 体からの意見も参考とし、各省庁の協力もいただきながら 修正を加え、「都道府県国民保護モデル計画 (以下「モデ ル計画」という。)として、3月31日付消防庁長官通知 により各都道府県知事、各指定都市市長あてに通知しま した。

本号では、「素案」からの主な修正点及びモデル計画の ポイントについて説明します。

# 11「素案」からの主な修正点

「素案」からの主な修正点は下記のとおりです。

- ・国、都道府県、市町村の役割分担、警報や避難の指示 の通知・伝達ルート、安否情報の収集・整理・提供の 流れ等について図表を作成し、事務のイメージアップが 図れるように配慮。
- ・国民の協力に関する記載について、県が国民に協力を 要請できる旨の記述を行うとともに、その協力が国民 の自発的な意思により行われる点を明記することで、全 体としてバランスの取れた記述に修正。
- ・国民保護に関する啓発について、今後、一層の充実を 行う必要性に鑑み、あらゆる機会を通じて住民に説明 を行うことや、国と連携しつつ、継続的に実施してい く旨を記述。
- ・事態認定前における初動的な対応について、その措置 の実施の実効性をより高めるために、「緊急事態連絡室 (仮称)」は、危機管理に不可欠な少人数の要員により 構成すること、また、直ちに事案を国(内閣官房、消 防庁)に連絡すること、また、消防機関や自衛隊等の

# 国民保護室・国民保護運用室

関係機関との迅速な情報共有を行うこと、等について 記述を充実。

・避難の指示の一例について、可能な範囲でその内容を 簡潔なものとするとともに、放送事業者による放送の方 法については、避難の指示の内容の正確さを損なわな い限度において、放送事業者の自主的な判断にゆだね られるものである旨を新たに記述。

# 都道府県国民保護モデル計画のポイント

都道府県国民保護モデル計画の概要について、編ごと に簡単に紹介します。

#### (1)第1編総論

国民保護計画全体の総括的な事項として、都道府県の 責務や計画の位置付け、都道府県の地理的・社会的特性、 計画が対象とする事態等について記述しています。

## (2)第2編 平素からの備えや予防

職員の参集基準や関係機関との連携体制の整備のあり 方、通信の確保、情報収集・提供等の体制の整備などに ついて記述しています。また、平素から準備しておくべき 基礎的資料や資材等の具体例を例示するなどしています。

さらに、国民保護に関する啓発を継続的に行う旨を記 述するとともに、住民がとるべき行動等に関する啓発につ いても、任意的記載事項として記述しています。

#### (3)第3編 武力攻撃事態等への対処

はじめに、事態認定前の段階における「緊急事態連絡 室(仮称)」の設置など、都道府県の初動体制について任 意的記載事項として記述し、切れ目のない対策が講じら れるようにし、続いて、都道府県対策本部を設置する際 の手順や国の各省庁、自衛隊、他の都道府県知事等に対 する要請や応援要求の手続きを明示しています。

具体的な措置として、例えば、警報については、通知 や伝達の具体的方法を明示するとともに、都道府県知事 が避難の指示を行う場合の留意事項や避難の指示の具体



例を提示しています。さらに、離島における留意事項等を示すとともに、攻撃類型ごとに避難に係る留意事項及び避難の指示の例を提示しています。また、市町村計画の基準として、避難実施要領に定める項目や作成上の留意事項を明示するとともに、避難実施要領の例も提示しています。

また、安否情報の収集、報告及び照会に対する回答等の具体的実施方法について記述するとともに、被災情報の項目、報告様式等について記述しています。

さらに、武力攻撃災害が生じた場合の生活関連等施設に係る安全確保の対処のあり方を示すとともに、生活関連等施設や危険物質等を取扱う事業所における安全確保を図るための手法等を記述しています。また、武力攻撃原子力災害への対処等についても、留意すべき事項等を記述しています。また、応急措置等として、緊急の必要がある場合における退避の指示、警戒区域の設定について、その手続き等を記述しています。

#### (4)第4編 復旧等

武力攻撃災害の復旧の基本的な考え方、国民保護措置 に要した費用の支弁の手続き等について記述しています。

## (5)第5編 緊急対処事態への対処

基本的に武力攻撃事態等への対処に準じて行う旨を記述しています。

## おわりに

各都道府県においては、平成17年度中を目途に国民保護計画を作成していただくことになりますので、速やかに計画作成に向けて実質的な検討を開始していただくようお願いします。また、各市町村においても、平成18年度を目途に計画を作成していただくことになりますので、所要の準備を進めていただくようお願いします。

消防庁としては、今後とも、地方公共団体の取り組み に対する支援を行うこととしています。

# 都道府県国民保護モデル計画の構成

<第1編 総 論>

## <第2編 平素からの備えや予防>

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第3章 生活関連等施設の把握等

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第5章 国民保護に関する啓発

#### <第3編 武力攻撃事態等への対処>

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第2章 県対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 警報及び避難の指示等

第5章 救援

第6章 安否情報の収集・提供

第7章 武力攻撃災害への対処

第8章 被災情報の収集及び報告

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第10章 国民生活の安定に関する措置

第11章 交通規制

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付

及び管理

#### <第4編 復旧等>

<第5編 緊急対処事態への対処>

<資料編>



# 地域防災力の充実に向けた消防団の取組事例

# 消防課

消防団は、地域防災体制の中核的存在として地域の安心・安全のため、大きな役割を果たしていますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少や消防団員の高年齢化・サラリーマン化等の様々な課題に直面しています。

消防庁では、「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会」を開催し、その結果を踏まえて全国に通知(平成17年1月26日)し、住民・事業所が参加しやすい消防団の活動の環境の整備という観点から各種施策を提言したところです。(詳しくは、http://www.fdma.go.jp/html/new/katudokankyo\_t.pdfをご参照ください。)

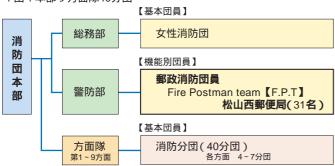
こうした中、各地の消防団では、消防団員の確保ひい ては地域防災力の充実のため、様々な取組が行われてお り、その実例を紹介します。

# 1 機能別団員の採用(平成17年1月に 消防庁通知後、初めての機能別団員)

消防庁では、平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、地域住民が消防団に参加しやすい環境を作るための消防団の組織・制度の多

# 松山市消防団 組織

1団1本部9方面隊40分団





郵政消防団員の活動服

様化の一例として、「機能別団員」(特定の活動のみに参加する団員)及び「機能別分団」(特定の活動、役割のみ実施する分団)という制度を導入しました。

愛媛県松山市では、平成17年4月から、消防庁通知後 初めて機能別団員を採用しました。その概要は次のとおり です。

### 松山市消防団の概要

消防団員数(平成16年4月1日現在)

1,302人(全国:91万9,105人)

消防団員の平均年齢(平成16年4月1日現在)

43.4歳(全国:37.4歳)

年間延べ出動回数(平成15年度中)

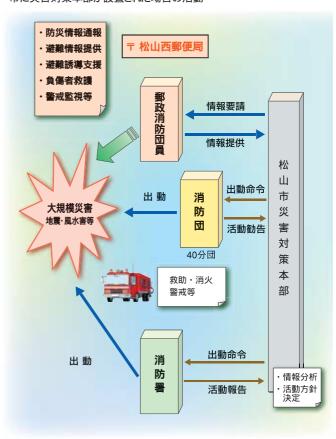
363回(全国:50万8,235回)

#### 機能別団員採用の経緯等

松山市では、大規模災害時に住民の安全を確保するた

# 松山西郵便局 活動体系

市に災害対策本部が設置された場合の活動





めには、郵政職員の消防団入団が効果的と考え、平成16年4月から日本郵政公社四国支社と協議を実施。機能別団員として郵政職員を採用することとし、沿岸部に位置し、津波・高潮の被害が想定される松山西郵便局と提携することで同支社と同意し、平成17年2月24日に松山市と松山西郵便局との間で覚書を調印しました。

その後、平成17年4月1日から運用を開始し、松山西郵便局職員31人が同日松山市消防団に入団しました。

#### 機能別団員の活動内容等

災害時の活動

- ・防災情報通報・住民への避難情報提供・避難誘導の 支援
- ・負傷者の救出及び応急救護等 平常時の活動
- ・交通事故等を発見した場合の応急救護及び通報
- ・防災訓練、研修等への参加

松山市での取組が同消防団の一層の充実強化に資し、 採用された31人の活躍が期待されます。

また、福岡県立花町でも、消防OB団員・予防広報分団などの機能別団員及び機能別分団の導入を予定しており、このように、団員の活動環境の整備への積極的な取組が全国に広がっていくことが期待されます。

# 2 女性消防団員の採用

愛知県瀬戸市では、平成17年3月から消防団発足後初めて女性消防団員を採用しました。その概要は次のとおりです。

#### 瀬戸市消防団の概要

消防団員数(平成16年4月1日現在)

228人(全国:91万9,105人)

消防団員の平均年齢(平成16年4月1日現在)

36.8歳(全国:37.4歳)

年間延べ出動回数(平成15年度中)

174回(全国:50万8,235回)

#### 女性消防団員採用の経緯等

全国の多くの消防団が抱える消防団員数の減少や消防団員の高年齢化といった課題は瀬戸市消防団においても例外ではなく、消防団員の資格要件の拡大、分団定数の弾力化、ラッパ隊の発足等、消防団の活性化対策を講じており、今回、その対策の一環として、女性ならではのソフトな面を活かした活動を主な任務とし、防火・防災思想の普及啓発等を目的として、女性消防団員の採用を実施しました。

平成16年11月1日から平成17年1月12日までの間、「広報せと」、自治会回覧、消防団ホームページ、また、市内主要事業所等でのポスター掲示による公募を実施し、応募者36人の中から、20歳代から50歳代の主婦や会社員、公務員ら15人を採用しました。

平成17年3月1日付けで入団し、同日の19時から、瀬戸市消防本部において、瀬戸市消防団女性消防団員入団式を開催しました。



愛知県瀬戸市消防団女性消防団員入団式(女性消防団員旗交付)

## 女性消防団員の活動内容等

入団後の配置については、既存の分団活動を行うのではなく、新たな活動を行うため、団本部付けの団員として任務にあたり、日常の任務として、

- ・24時間の応急手当普及員講習を受講し、普及員の資格 を得た後に、応急手当講習会において受講者への指導 を担当(15名全員が普及員講習を受講)
- ・各種行事でのナレーション、受付等についても実施 その他、既存の消防団ラッパ隊への参加希望があれ ば、ラッパ隊員として火災予防の普及啓発活動も予定 また、災害時の活動としては、通常の火災には出動 せず、台風や地震といった大規模災害時には、情報収

全国の消防団員数は年々減少していますが、女性消防団員数は着実に増加しており、瀬戸市以外の市町村においても、初めての女性消防団員の採用、女性消防団員の増加といった取組が見られます。

集や広報といった後方支援活動を予定

瀬戸市消防団に採用された15人の女性消防団員のこれからの活躍と、15人の活動により消防団が一層活性化されることが期待されます。



# 「地震防災戦略」の決定

# 防災課

平成17年3月30日開催の中央防災会議において、東海地震 及び東南海・南海地震の地震防災戦略が決定されました。

これは、想定される被害が甚大かつ深刻である大規模地震について、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じるため、具体的な被害軽減量を数値目標として定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進していくためのものです。

地震防災戦略は、減災目標及び具体目標等から構成されており、「減災目標」は、被害想定をもとに人的被害や経済被害の軽減について達成時期を定めた具体的な被害軽減量を示す数値目標です。「具体目標」は、「減災目標」の達成に必要となる各事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めるもので、被害想定に基づいた人的被害や経済被害の軽減量(減災効果)の根拠となる目標等です。

今回、地震防災戦略を策定した対象地震は、既に中央防災 会議で被害想定を実施し、対策のマスタープランである大綱 が定められている東海地震及び東南海・南海地震です。

減災目標を達成するためには、地方公共団体の参画と連携が不可欠です。そのため、消防庁では、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して、地震防災戦略を踏まえて、「地域目標」を定めることを要請しました。

なお、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖を震源とする地震にみられるように、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、関係地方公共団体に

東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略

平成17年3月30日

## 地震防災戦略とは

中央防災会議で決定

減災目標 ~人的被害、経済被害の軽減に関する具体的目標 ~
例えば、「今後 年間で 地震による人的被害を させる。」

具体目標
達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を明示。
具体目標を設定すべき事項(例)
・住宅の耐震化
・津波ハザードマップの作成支援
・津波に対する海岸保全施設整備
・業務継続計画の策定推進 等

地方公共団体に対して「地域目標」の策定を要請

(平成16年7月28日中央防災会議報告・承認)

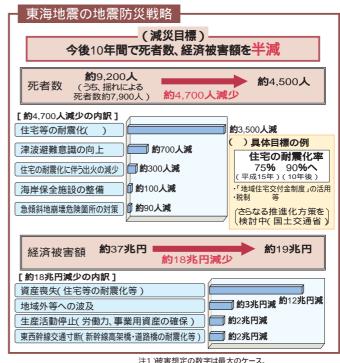
対象地震 被害想定を実施し、大綱が定められた大規模地震

・今回は、「東海地震」、「東南海・南海地震」が対象。

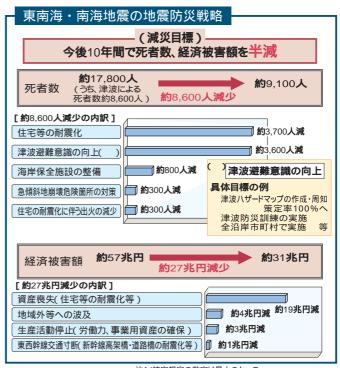
・「首都直下地震」等は、被害想定を実施し、大綱が定められた後、地震防災 戦略の策定に着手。

#### 対象期間

-----・10年間( 3年ごとに達成状況をフォローアップ ) 対し、地域特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく 減災目標を策定し、関係機関、住民等が一体となった、効果 的かつ効率的な地震対策の推進を要請しています。



注1 版書窓足の数字は取入のグース。 注2 )数字は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。



注1)被害想定の数字は最大のケース。

注2)数字は四捨五人の関係で合計が一致しない場合がある。



# 福岡県西方沖を震源とする地震

# 震災等応急室

# 1 地震の概要

平成17年3月20日午前10時53分頃、福岡県西方沖において震度6弱の地震が発生しました。また、この地震により、 同10時53分、福岡県日本海沿岸、壱岐・対馬に津波注意報が発表されました。

<b>3</b>	生日時	震央地名	震源の深さ	規模		
	年 3 月20日 持53分頃	福岡県西方沖 (北緯 33.7度、東経 130.2度)	9km	マグニチュード 7.0 (最大震度 6弱)		
各震 【震		: 福岡市、前原市 : みやき町				
の 5 震以 度上)	佐賀県	<ul><li>: 須恵町、新宮町、志摩町、大川市、碓井町、春</li><li>: 上峰町、七山村</li><li>: 壱岐市</li></ul>	<b>타日市、久留米市、久山町、</b>	粕屋町、二丈町、穂波町		
度 · 4	月 1 日21時52分頃 月 7 日 0 時17分頃	見 最大震度 4 (マグニチュード 4.5) ・4 月20	)日 6 時11分頃 最大震度 5 )日 6 時22分頃 最大震度 4 )日 9 時09分頃 最大震度 4	(マグニチュード 4.7)		

# 2 被害の状況(平成17年4月21日現在)

これらの地震により、福岡市では、倒壊したブロック塀の下敷きになり1名が死亡するなど、福岡県などで大きな人的・物的被害が発生しました。被害の概要については、次のとおりとなっています。

区分	人的	被害	住家被害					
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	うち建物火災		
県別	人	人	棟	棟	棟	件		
福岡県	1	1,058	128	204	7,940	1		
佐賀県		15		1	130			
長崎県		2	1		13	1		
山口県		1			1			
大分県					2			
合計	1	1,076	129	205	8,086	2		

# 3 消防庁の対応

消防庁では、3月20日午前10時53分の地震発生と同時に第3次応急体制による災害対策本部を設置し、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県に対し適切な対応及び被害報告について要請するとともに、現地の消防本部に対し直接被害情報を問い合わせるなど、情報収集を実施しました。

また、林 省吾消防庁長官から、熊本県(佐賀県内の被害 状況調査) 大阪市消防局(福岡県への消防庁先遣隊の 搬送、被害状況調査)に対し、緊急消防援助隊(航空部 隊)の派遣を要請し、現地入りした消防庁職員は被害情 報の収集・報告、福岡県の災害対策本部等との連絡調整 などを行いました。

この他、20日午後3時には林田 彪内閣府副大臣を団長とする政府調査団の一員として消防庁職員を派遣、4月6日には林 省吾消防庁長官による現地調査を行うなど、これまでに8名の職員を現地に派遣し、被害状況の調査活動などを行いました。



福岡市(玄界島)における被害状況

(写真提供:福岡市消防局)



# 技術基準の性能規定化と圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の 基準の特例等について

# ~ 危険物の規制に関する政令等の一部改正

# 危険物保安室

#### 【改正の経緯】

今回の改正は、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」の中で、平成16年度中に措置することとされている個別事項について措置するとともに、地下タンク貯蔵所からの漏えい事故防止等のために、地下タンク貯蔵所の技術上の基準について所要の措置を講じること等をその内容とするものです。

規制改革の具体的な内容は、新材料の活用・漏えい防止のための新技術の活用等の潜在的ニーズが高い地下タンク貯蔵所を手始めとして、技術上の基準について性能規定の導入を図ったこと、また、今後普及が予想される燃料電池自動車に水素を充てんするための水素供給スタンドを給油取扱所に併設するための技術上の基準の特例を定めたことの2点です。

#### 【改正概要】

# 1 地下タンク貯蔵所の技術基準の 性能規定化に関する事項

地下タンク貯蔵所の技術上の基準の一部について、新たな技術に対する迅速、柔軟な対応を可能にし、併せて新たな技術を活用した事故防止の推進を図るために、性能規定の導入が図られました。

## 地下貯蔵タンク本体の構造

地下貯蔵タンク本体の構造について、その持つべき性能が規則に委ねられ、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板のほか、これと同等以上の機械的性質を有する材料で造ることができることとされました(令第13条第1項第6号)、地下貯蔵タンクは、当該タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、当該タンクに係る内圧、土圧等の主荷重及び地震の影響等の従荷重によって生じる応力及び変形に対して安全に造らなければならないことと

重、貯蔵する危険物の重量、当該タンクに係る内圧、土 圧等の主荷重及び地震の影響等の従荷重によって生じる 応力及び変形に対して安全に造らなければならないことと し、主荷重及び主荷重と従荷重との組み合せによりタン クに生じる応力が告示で定めるそれぞれの許容応力以下 でなければならないこととしました(規則第23条、告示第 4条の47)。

## タンク室

タンク室の構造についても、地下貯蔵タンク本体と同様に、その持つべき性能が規則に委ねられました(令第13条第1項第14号)。

タンク室は、当該タンク室の自重、地下貯蔵タンク及びその附属設備並びに貯蔵する危険物の重量、土圧、地下水圧等の主荷重並びに上載荷重、地震の影響等の従荷重によって生じる応力及び変形に対して安全なものでなければならないこととし、主荷重及び主荷重と従荷重との組合せによりタンク室に生じる応力が告示で定めるそれぞれの許容応力以下でなければならないこととしました(規則第23条の4、告示第4条の50)。

また、タンク室の防水の措置について、その方法を規則に委ね、規則において水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造るとともに、鉄筋コンクリート造とする場合の目地等の部分及びふたとの接合部分には、雨水、地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置を講じることとしました(令第13条第1項第14号、規則第24条)。

### 地下貯蔵タンクの外面の保護

地下貯蔵タンクの外面の保護について、当該タンクの 設置場所の腐食環境条件に応じ、塗覆装及び電気防食を 行うこととしました(規則第23条の2)。また、具体的な 塗覆装の方法について、その性能を明示することで性能 規定化が図られました(告示第4条の48)。

# 2 その他地下タンク貯蔵所の技術基準の改正

#### 鋼製タンクの直接埋設方式の禁止

これまで令第13条第 1 項第 1 号のただし書により、一定の基準を満たした場合、二重殻タンク及び漏れ防止構造で造ったタンク以外のタンクについて、タンク室を省略した設置方法が認められていました。

しかし、危険物施設の設置後の経過年数の長期化等により、近年危険物施設における漏えい件数が増加しており、その防止対策が急務となっています。特に地下貯蔵タンクは、地下に埋設されていることから漏えい等が発生した場合その発見が遅れ、大量の危険物が漏えいすることが想定されます。



また、近年の技術革新により、漏えい対策上より有効で、コスト的にも直接埋設方式と大差のない二重殻タンク等が普及してきたことも踏まえ、今後設置するタンクについては、二重殻タンク及び漏れ防止構造で造ったタンクを除いて直接埋設方式を禁止することとしました。

### 各種設備の技術革新に伴う改正

圧力タンク以外のタンクに大気弁付通気管等を設置することができることとしました。

また、今後設置するタンクについては、計量口ではなく、自動液面表示装置を設けることとしました。

危険物の漏れを検知する設備については、その詳細について規則に委任し、規則において漏えい検査管又は危険物の貯蔵量の変化や可燃性ガスの常時監視による漏えい検知設備等のいずれかを設置することとしました。

なお、以上の改正事項について、平成17年4月1日現在で許可を受けている地下貯蔵タンクについては、従前の例によることとしました。

また、地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるとされている製造所等の地下に設ける危険物を取り扱うタンクについても、以上の改正事項に関する基準については同様に適用されます。

# 3 電気を動力源とする自動車等への 水素充てん設備を設ける給油取扱所に関する事項

燃料電池自動車の実用化・普及のためには、燃料電池 自動車に水素を供給する水素スタンド等のインフラ整備 が急務であり、そのため給油取扱所に水素スタンドを併設 する要望があります。

しかし現行の給油取扱所の技術基準では、給油又はそれに附帯する業務のための用途に供する建築物以外の建築物等を設けることができないため、水素スタンドを併設することができませんでした。そこで、水素スタンドが併設された場合の安全性を確保するために必要な技術基準の特例を定めることで、水素スタンドを給油取扱所内に設置することが可能となりました。

#### 附随設備等の特例

給油取扱所の業務を行うについて必要な設備として、 危険物から水素を製造するための改質装置並びに特定圧 縮水素スタンド及び防火設備等が追加されました。

特定圧縮水素スタンドとは、燃料電池自動車等に圧縮水素を充てんするための施設で、高圧ガス保安法令により定められている常用圧力40MPa以下の圧縮水素を燃料として使用する燃料電池自動車等に、圧縮水素を充てん

するための施設です。

特定圧縮水素スタンドは、水素を製造するための改質 装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧 器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペン サー等で構成されています。

改質装置とは、天然ガス、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油など炭化水素系燃料を改質し水素を製造するものをいい、危険物から水素を製造するための改質装置と危険物以外の原燃料から水素を製造する改質装置に分けられます。

このため給油取扱所施設内に、危険物から水素を製造するための原料となる危険物のタンクを設置することができることとしました。

#### その他の技術基準の特例

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準については、屋外給油取扱所に必要とされる安全対策を基本として、水素特有の危険性を勘案し、圧縮天然ガス等を充てんするための設備を設ける給油取扱所の安全対策とも比較の上検討されました。

その上で、特定圧縮水素スタンドの設備等について、 給油取扱所で発生した災害が水素スタンドに影響を及ぼ さないための安全対策及び水素スタンドで発生した災害が 給油取扱所に影響を及ぼさないための安全対策を定めま した。

#### 【主な特例基準】

- ・圧縮機、蓄圧器及び改質装置と給油空地、注油空地、 簡易タンク、専用タンクや原料タンクの注入口との間 に障壁を設けること。
- ・ディスペンサー、ガス配管、圧縮水素等の受入設備の 位置は、給油空地及び注油空地以外の場所であるとと もに、自動車等が衝突するのを防止するための措置を 講じること。
- ・防火設備等から放出された水が給油空地等に達することを防止するための措置を講じること。また、逆に固定給油設備等から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止するための措置を講じること。
- ・危険物から水素を製造する改質装置については、製造 所の位置、構造及び設備の技術上の基準の一部の例(も れあふれ飛散防止措置、静電気除去装置等)によること。

# 4 施行期日

以上の改正については、平成17年4月1日から施行することとしました。



# 「対象火気設備等省令の一部を改正する省令」及び「火災予防条例(例)の一部改正」の概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火 気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定 める省令(以下「省令」という。)の一部を改正する省令」 (平成17年総務省令第34号)が平成17年3月22日に公布 されました。

今回の省令の一部改正では、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、内燃機関を原動力とする発電設備のうち、出力10kW未満のピストン式のものいわゆるガスエンジンを原動力とするものの位置の基準の一部を改める等、所要の規定の整備を行いました。また、これに併せて、火災予防条例(例)(以下「条例(例)」という。)の一部を改正するとともに、その他の事項についても所要の規定の整備を行いました。

その主な概要は次のとおりです。

# 1 燃料電池発電設備にかかる改正について

省令の一部改正により、 燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、りん酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池であって火を使用するもの)を対象火気設備として定めたこと、 燃料電池の特性に鑑み、不燃性の床等の上に設けることを要しないこと、 一部の市町村で既に基準を定めている逆火防止装置について、当該装置の設置に係る基準を定めないこと、 10kW未満の固体高分子型の燃料電池発電設備のうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものについては、屋外において建築物から3m以上の距離を保つことを要しないこととしました。

また、条例(例)の一部を改正し、燃料電池発電設備の 消防署への設置の届出を要することとしましたが、出力 10kW未満の固体高分子型の燃料電池発電設備のうち、

	PEFC(固体高分子型)	AFC( <b>アルカリ型</b> )	PAFC(リン酸型)	MCFC(溶融炭酸塩型)	SOFC(固体酸化物型)
普及状況	実証試験中。50台/年程度。	特殊用途で使用。 一般には普及してい ない。	実用化。病院、ホテルなど で運転中。40,000時間以上 の運転実績、高信頼性あり。 5-10台/年程度。	250kW以上のコージェネレーション、分散電源及び事業用電源をターゲットに実証試験を開始。	大容量のものは研究開発 中。10kW未満のSOFCが 家庭用として開発中。
今後の普及見込	規制再検討、技術開発の進展により 普及シナリオに沿って普及拡大が予 測される。	アルカリの取り扱い 対困難で今後も特殊 用途として使用され、 一般には普及しない。	コストダウンが伴えば、	実証試験を経て今後普 及が予測される。	現在は研究開発中であるが、10kW未満のものについては将来家庭用を中心に普及が見込まれる。
火を使用する部分 の有無(機器内部)	有(改質器)	無し	有(改質器)	一部有(改質器、排ガス 燃焼室(触媒燃焼)をも つものがある)	一部有(改質器加熱用バーナー、排ガス燃焼機能(室)、起動用バーナーなどをもつものがある。)
機器の出力範囲	250kW程度以下、小型は10kW以下	10kW程度以下	100、200kW	250kW以上数MW	数kWから数MW程度
改正のポイント	<ul> <li>・出力10kW未満</li> <li>・一定の構造強化</li> <li>・・出力10kW以上</li> <li>・・保有距離の免除</li> <li>・設置届出の免除</li> <li>・一で機を設置の免除</li> <li>・標識の免除</li> <li>・標識の免除</li> <li>・「点検の免除</li> <li>・点検の免除</li> <li>・逆火防止装置</li> <li>・一定</li> </ul>		・逆火防止装置不要	・逆火防止装置不要	

| 部分は今回省令改正、条例(例)改正の対象



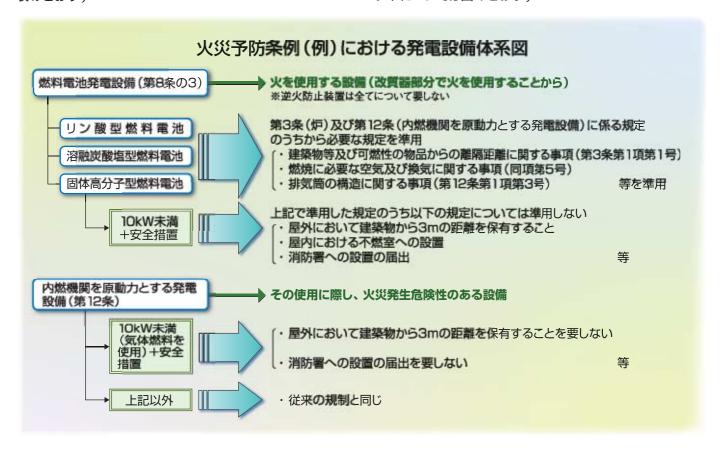


その使用に際して異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものについては、設置の届出を要しないこととしました。(改正のポイントは前頁の表のとおり)

# 2 内燃機関を原動力とする発電設備 (出力10kW未満のピストン式による ものに限る)について

省令の一部改正により、屋外に設ける気体燃料を使用する内燃機関を原動力とする発電設備(出力10kW未満のピストン式によるもの)について、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものは、離隔距離の規定を適用し、建築物から3m以上の距離を保つことを要しないこととしました。

また、条例(例)においては、省令の改正を受けて「ガスエンジン式及びガスタービン式常用発電設備並びにガスコジェネレーションシステムに係る発電部分の取扱いについて」(平成15年消防安第114号)と同様の安全装置を有し、かつ防火上の一定の性能を有する外箱に収納されたものについては、屋外において建築物から3m以上の距離を保有することを要しないこととしました。また、出力10kW未満であって、その使用に際して異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものは、設置の届出を要しないこととしました。(改正のポイントについては図のとおり)





# 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する省令等について

# はじめに

以下の省令及び告示が、平成17年3月25日に公布されました。

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17 年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。) 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平 成17年消防庁告示第2号)

特定共同住宅等の構造類型を定める件(平成17年消防 庁告示第3号)

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等 の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一 体として有すべき耐火性能を定める件(平成17年消防 庁告示第4号)

# 特定共同住宅等省令及び関係告示の 制定の趣旨

これまで、共同住宅等に設置する消防用設備等については、 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例につ いて」(平成7年消防予第220号)(以下「特例通知」という。) の要件を満たすものについて消防法施行令第32条の規定を適 用して基準の特例を認めてきたところですが、平成16年6月 から施行されている消防法令の性能規定化への対応として、

#### 図: 特定共同住宅等に設置される設備(例)

#### 共同住宅等に通常用いら れる消防用設備等 ·消火器 初期拡大抑制: ·屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ·屋外消火栓設備 ・動力消防ポンプ 性能 ·自動火災報知設備 ·水噴霧消火設備等 ·自動火災報知設備 避難安全支援性能 ·非常警報設備 ・避難器具 誘導灯及び誘導標識 ·漏電火災警報器 ・消防機関へ通報する

火災報知設備

・非常コンセント設備

·連結送水管

·消防用水

·連結散水設備

代えて用いることができる

#### 必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等

- ·住宅用消火器及び消火器具 ・共同住宅用スプリンクラー設
- ·共同住宅用自動火災報知設 備又は住戸用自動火災報知 設備及び共同住宅用非常警 報設備
- ·共同住宅用自動火災報知設 備又は住戸用自動火災報知 設備及び共同住宅用非常警 報設備
- ·共同住宅用連結送水管
- ・共同住宅用非常コンセント

の設備は代替不可。 対象設備は、共同住宅等の面積、階数等により、異なる。 代替設備(上図右)の基準告示の一部は、今後制定予定。 共同住宅等の構造等に応じて設置すべき消防用設備等の基準 について省令及び関係告示に定め、全国的に統一的な運用を 図るとともに、検査、点検報告及び消防設備士の工事又は整 備等に関する消防法令の関係規定を適用し、より適切な維持 管理の確保を図るため、特例通知に定める基準に沿って、今 般の省令及び関係告示を制定することとしたものです。

# 特定共同住宅等省令の概要

特定共同住宅等省令及び関係告示は、

- (1) 通常用いられる消防用設備等に代えて、その位置、構 造及び設備が一定の要件を備えることにより、火災の発 生又は延焼のおそれが少ないものとして、必要とされる 防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置 することができる共同住宅等を特定共同住宅として定め
- (2) 特定共同住宅を防火安全性に応じて、四つの構造類 型(二方向避難型共同住宅等、開放型共同住宅等、 方向避難・開放型共同住宅等、その他の共同住宅等) に区分すること、
- (3)特定共同住宅等の構造類型ごとに、かつ、初期消火 抑制性能、避難安全支援性能及び消防活動支援性能と いった防火安全性能ごとに、通常の消防用設備等に代 えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有 する消防の用に供する設備等を定めること、
- (4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する 設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める

という枠組みとなっており、また、特定共同住宅等に設置 される設備(例)については、左図のとおりです。

# その他

## (1)施行期日

特定共同住宅等省令及び関係告示については、消防機関 及び建築事業者等多くの関係者への周知が不可欠であるこ と、また、多数の共同住宅等の建築に関わるものであるこ と等から、その施行を平成19年4月1日としています。

#### (2) 今後の予定

以下の告示について、早期に公布する予定です。

共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災 報知設備並びに住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定 める告示

点検結果報告書、消防設備士、消防設備点検資格者 等に関する事項等を定める告示の一部改正



report report

# 平成16年(1月~12月)における火災の概要(概数)

# 防災情報室

# 総出火件数は対前年比4,061件の 増加

平成16年(1月~12月)における総出火件数は60,394件であり、前年と比べると、4,061件の増加(+7.2%)となっております。これは、おおよそ1日当たり165件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。これを、火災種別ごとにみますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	33,332	55.2%	+ 798	2.5%
車両火災	7,076	11.7%	- 290	- 3.9%
林野火災	2,590	4.3%	+780	43.1%
船舶火災	132	0.2%	- 4	- 2.9%
航空機火災	10	0.0%	+7	233.3%
その他火災	17,254	28.6%	+ 2,770	19.1%
総出火件数	60,394	100%	+ 4,061	7.2%

# 夕 火災による死者は255人の減少、 負傷者は41人の増加

火災による死者は1,993人で、前年と比べると255人 の減少(-11.3%)となっています。

火災による負傷者は8,646人であり、前年と比べる と41人の増加(+0.5%)となっています。

# 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は1,004人で、37人の減少となったものの、2年連続1,000人を超える

建物火災における死者は、1,410人ですが、このうち住宅火災における死者は、1,212人であり、放火自殺者等を除くと1,004人となっています。これを前年と比べると37人の減少(-3.6%)となったものの、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えた前年に続き、1,000人を超えました。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は86.0%で、出火件数の割合56.0%と比較して非常に高いものとなっています。

# 4 住宅火災による死者(放火自殺者等 を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,004人のうち、565人(56.3%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ628人84人の減・-11.8%) 着衣着火64人(8人の増・+14.3%) 出火後再進入25人(増減なし) その他287人(39人の増・+15.7%) となっています。

# 5 出火原因の第1位は「放火」 続いて「たばこ」

全火災60,394件を出火原因別にみると、「放火」8,211件(13.6%)、「たばこ」6,124件(10.1%)、「こんろ」5,934件(9.8%)、「放火の疑い」5,794件(9.6%)、「たき火」3,565件(5.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万4,005件(23.2%)となっています。

# 住宅防火対策への取り組み

項目3で述べたとおり、平成16年中の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は、1,004人(37人減)で、昭和61年の1,016人以来1,000人を超えた前年(1,041人)に引き続き2年連続の1,000人超となっています。

このような、近年の住宅火災における死者の急増 等に鑑み、消防法の改正を受けて消防法施行令の一 部が改正され、住宅用防災機器としていわゆる火災 警報器を指定するという、「住宅用防災機器の設置及



び維持に関する条例の制定の基準を定める省令 (平成16年11月26日総務省令第138号)及び「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25日総務省令第11号)を新たに制定し、住宅用防災機器の設置及び維持等の基準を定めました。

今後、政省令の基準に従い各市町村において条例が定められ、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村ごとに条例で定める日から施行されることとなります。

# 放火火災防止対策への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、1万4,005件で、 全火災の23.2%を占めています。

平成16年12月に「放火火災防止対策戦略プラン」をとりまとめ、ホームページ等で幅広く情報提供を行っており、戦略プランの継続的な見直し及び、放火火災情報地図の開発を行い、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

#### 過去5年間の火災件数の推移 過去5年間の住宅火災における死者数の推移 過去5年間の死者数の推移 (放火自殺者等を除く) 件 70,000 2,500 1,200 63,591 63,651 2,235 2.248 2,195 60,394 総数 2,034 1.041 60.000 1,004 992 56,333 1.993 1,000 第4期 14,341 14,701 2,000 936 923 549 613 555 13.719 13,011 289 第4期 259 50,000 13,478 475 第4期 311 503 800 241 228 第3期 1.500 347 14,311 14,037 40,000 13 743 400 386 14.823 153 第3期 107 334 11,110 117 120 600 第2期 197 30,000 484 183 第2期 第2期 1,000 163 196 178 17,236 16,016 515 443 434 14,725 453 14,674 14 349 400 20,000 500 200 第1期 第1期 862 431 409 10,000 369 398 750 18.897 18.915 793 17.703 17.396 731 0 0 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年

## 住宅火災における死者数の推移(放火自殺者等を除く)





# 消防大学校における教育訓練等に関する検討会 (中間報告)

消防大学校

近年の消防組織法や消防法の改正、国民保護法の 成立など法制面での新しい展開や、複雑多様化する 災害の発生などにより、消防職員にはより高度で専 門的な行政運営、執行能力が求められています。

これまでの教育訓練を見直し、新しい時代にふさわ しい消防大学校の教育訓練を構築するため標記検討 会を設置し、3回にわたる検討を経て一定の方向性 が示されましたので、その内容を紹介します。

# 構成委員 (平成17年2月24日実施の第3回検討会)

委員長 篠田 伸夫 全国町村議会議長会事務総長

副委員長 佐野 忠史 消防大学校長

委 員 木下 健治 消防大学校客員教授(弁護士)

委 員 山口 勝己 日本消防協会常務理事(前任:瀧澤忠徳)

委 員 藤吉 実義 札幌市消防学校長

委 員 篠原 公治 茨城県日立市消防本部消防長

委 員 濱野 清之 東京消防庁消防学校長

委 員 岩渕 三男 神奈川県防災局防災消防課長

(都道府県消防主管課長会会長)

委 員 元山 光夫 兵庫県消防学校長

委 員 鍛冶 義典 島根県江津邑智消防組合消防本部消防長

委 員 北村 保成 消防大学校講師

(パナソニックラーニングシステムズ株式会社代表取締役社長)

委員室崎益輝 消防研究所理事長

委員 井上源三 消防庁総務課長

委 員 幸田 雅治 消防庁消防課長

委 員 小林 恭一 消防庁予防課長

委員 金子 照行 消防大学校副校長

(敬称省略)

# 消防大学校における教育訓練の見直 しについて

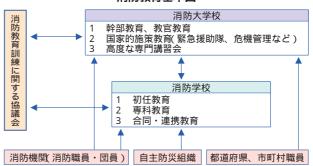
# 見直しの基本的考え方

消防大学校は、消防幹部及び指導者の育成を使命として教育を実施してきたが、消防組織の拡充に伴う幹部職員の著しい増加、専門的かつ高度な専科教育に対する要請、新たな教育需要(緊急消防援助隊教育、危機管理教育等)の発生など、多くの課題に直面している。

一方、都道府県消防学校は、初任教育、専科教育を担当しているが、高度化、専門分化する消防教育(例 NBC特殊災害科など)の教官が不足し、専科教育に十分対応できない消防学校もある。さらに、数年後には、大量退職・採用時期を迎え、専科教育実施回数の減少は避けられないものと思われる。

このような状況を踏まえて、消防大学校、都道府 県・政令市消防学校との適正な役割分担、及び都道 府県・政令市消防学校相互間の連携協力、さらには、 ICT技術による教材の活用などにより消防教育全体 を再構築することで、消防職団員に対する教育機会 の増大を図り、消防大学校本来の使命達成と新たな 教育需要に対する対応、専門的かつ高度な教育の実 施に資するものである。

#### 消防教育基本図





# 幹部教育コースの見直し

全国の消防長のうち、消防大学校の幹部教育コー スを経験した者は、全体のわずか25%にとどまって いる(ちなみに、警察の場合、50歳以下の新任警部は 全員が警察大学校等での教育訓練を受けることとなっ ている)

また、幹部消防職員への再教育の必要性が高まっ ていると思われるが、今後、団塊の世代の大量退職 の時期を迎え、幹部消防職員への登用が急増すると 見込まれ、現在の消防大学校の受け入れシステムで は、消防大学校入校経験のある幹部消防職員はます ます減少するものと推測される。

一方、各消防本部からの消防大学校への入校希望 者は極めて多く、順番待ちの状況にある。この結果、 消防大学校入校者の高年齢化が進行するとともに、 本来、幹部コースに入校すべき消防職員が専科コー スに入校する傾向もある。

以上を踏まえ、次のような幹部教育コースの見直 しを行うこととする。

### 1 幹部教育コースの統合

現在、本科、幹部研修科、上級幹部科に分かれ ている幹部教育コースを新任消防司令を対象とす る新・幹部研修科に統合する。

なお、新・幹部研修科とは別に、新任消防署長、 新任消防長を対象とした短期間の研修コースを新 たに設け、再教育の徹底を図る。

## 2 e-ラーニングの導入

民間企業の社内研修等では大きな効果を上げて いるe - ラーニングを消防大学校でも段階的に導 入し、消防大学校入校者の均質化と教育訓練の充 実、そして小規模消防本部から要望の強い入校期 間の短縮やコストの削減を図る。

#### 3 入校者数の飛躍的な増加

以上の見直しにより、消防大学校への幹部消防 職員の入校者数を教育訓練の充実を図りながら段 階的に増やし、現在の3~4倍の800人程度に拡大 する。

# 🥠 「消防教育訓練に関する協議会」 の設置

消防職団員の教育訓練については消防大学校と各 県・政令市の消防学校とが密接に連携しながら、消 防職団員のライフサイクルに応じて体系的に実施して いくことが求められているが、現状ではこのことにつ いて協議する場がない。

一方、消防大学校の行う専科教育は、今後、消防 学校教官の養成や、より専門性を高める方向に重点 を置くことにより、消防学校における専科教育を相当 程度、充実することができると思われる。

このため、「消防教育訓練に関する協議会」を設置 し、当面、専科教育のあり方を中心に検討を進める こととする。

## 1 消防教育訓練に関する協議会の設置

消防職団員の教育訓練のあり方について、消防 大学校、消防課、消防学校、(財)救急振興財団等 の関係者が協議する常設機関を設置する。

#### 2 専科教育等の広域的な実施

消防学校の現状を見ると、専科教育や初・中級 幹部教育は、一県内だけでは受講者が少ないため 2、3年に一度の実施となっている例が少なくない。 そこで、ブロック単位等で、こうした科目の広域的 な実施を、持ち回りなどによって進めることで、消 防職団員の教育訓練の機会を増やすことを検討す る。

## 3 専科教育の見直し

専科教育は多岐にわたり、課題もそれぞれに異 なっている。基本的には通常の専科教育は主とし て消防学校で実施し、消防大学校における専科教 育は、消防学校の教官養成と専門性をより深めた 教育訓練(実務コース)に重点を置くべきではない かと思われる。こうした専科教育の諸課題について 検討を進め、必要な見直しを図ることとする。



# 少年少女消防クラブフレンドシップ2005 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月28日(月)、29日(火)の両日、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約370人が、東京・三田共用会議所及び市町村アカデミーに集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2005」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年 少女により編成され、少年少女たちが火についての問題を 身近な生活の中から見いだし、互いに研究し、その結果を 自分たち自身で実行し周囲の人々に火災予防を啓発する ことを目的とした組織です。

主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、学校放課後の校内点検、実地見学などです。なお、平成16年5月1日現在、全国で5,980組織、クラブ員約46万人、指導者約1万8千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長:林省吾消防庁長官)では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成15年度までに、特に優良な少年消防クラブとして734団体、優良な少年消防クラブとして1,306団体、優良な指導者として663名をそれぞれ表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2005」は、「表彰式」と「体験学習」という構成で実施しました。

「表彰式」では、林 省吾消防庁長官から「特に優良な 少年消防クラブ」(表彰旗)14団体、「優良な少年消防ク ラブ」(表彰楯)32団体、「特に優良な少年消防クラブ指導 者」9名が表彰を受けた後、受賞団体を代表して奈良県 の生駒台少年消防クラブから謝辞が述べられました。

「体験学習」では、GIS(地理情報システム)を利用した防災マップづくりや、翌日は、防災ヘリコプターや消防車両等を見学しながら、クラブ員同士の交流を深めました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2005」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願いします。



林 省吾消防庁長官から表彰される少年消防クラブ員



# インド洋津波被災国支援事業への貢献

防災課

昨年12月26日に発生し たスマトラ島沖地震及び インド洋大津波による被 害は、死者・行方不明者 30万人以上と伝えられ、 人類史上に稀に見る大災 害となりました。災害発 生後、国際機関により、 インド洋における津波早 期警報システム構築が提 案され、その国際的な取 り組みの中で、日本の津 波災害の教訓と、地方公 共団体や消防団、自主防 災組織など地域の取り組 みが、被災各国が国内体 制を構築するためのモデ ルとして注目されるように なりました。



国連防災世界会議での報告

(写真:津波避難地の指定の説明)

消防庁では、インド洋大津波発生後、平成17年1月に 国連主催で神戸市にて開催され、国際的な津波警報システム構築の契機となった「国連防災世界会議」の特別 セッションにおいて、国内の津波避難対策の現状を報告し ました。

これに続き、2月に日本で開催されたISDR(国連国際



ISDR**国連国際防災戦略の現地視察** ( 沼津市、消防本部職員による説明)

防災戦略)の「関係国ハイレベル・ミッション(準閣僚級会議)」では、各地方公共団体から提供いただいた事例紹介とあわせて、静岡県、沼津市、同消防本部にご協力をいただき現地見学を実施し、さらに3月にはJICA(国際協力機構)主催の関係国防災担当職員の研修においても、詳細な情報提供を行うとともに、和歌山県のご協力により現地視察を設定しました。

2月、3月の会議、研修に被災国として参加しているのは11カ国であり、東はインドネシアから西はアフリカ沿岸のケニアまでの範囲にわたり、国情は様々でありますが、いずれの参加者も、地方公共団体と消防機関の熱心な取り組みや指導体制に驚き、また、地域住民の真剣な訓練の様子等を知り、大変感心された模様でした。

消防庁では、国情の違いはあっても、我が国の津波対策のノウハウが、各国の被害軽減に活かせるものと考え、今後も地方公共団体の協力を得ながら、諸外国を支援していきます。



# ISO/TC94/SC14 東京会議の開催結果

# 予防課

## 1 はじめに

平成17年3月14日~18日にかけて、東京のお台場(タ イム24)でISO/TC94/SC14東京会議が開催されました。 国内では、(財 日本防炎協会が事務局を務めており、今回 の東京会議は事務局及び関連事業者の協力のもと11カ国 45人もの委員が参加しました。

ISO/TC(専門技術委員会)94/SC(分科会)14とは、 近年企業で導入が進んでいるISO9000やISO14000など と同様の国際規格を定めるSCの一つで、消防隊員用 個人防護装備(保護衣及び保護具)を対象とした国際 規格の制定を行っています。 また、国際規格を制定 する組織は、TCの下に複数のSC、さらにその下にWG (作業部会)といったピラミッド構造となっています。

#### 2 会議概要

会議は、初日と最終日にSC14全体会議が行われ、その 間、WG1~WG5が連日行われました。

また、15日には東京消防庁第2方面本部の協力を得て、 ハイパーレスキュー隊の訓練状況の視察を行いました。



ハイパーレスキュー隊の視察

### 3月14·18日 WG1会議(一般要求事項)

ISO/DTR21808 (消防隊員用防護装備の選択、使用、 手入れ、維持について)の投票を踏まえ、各国のコメント について審議が行われました。

## 3月15日 WG4会議(化学防護服)

ISO/CD20512 (スプレー防護用密閉装備[タイプ4]) とISO/CD20513 (ガス防護用気密装備 [タイプ1]) につ いて審議が行われました。

## 3月15日 WG5会議(レスキュー用防護服)

ISO/CD16074 (レスキュー用個人防護装備)に係る今 年2月の投票結果を踏まえ、審議が行われました。

### 3月16日 WG3会議(原野火災用防護服)

ISO/CD16073.2 (原野火災用個人防護装備に関する要 求項目と試験方法)投票のコメントの審議が行われ、国際 規格案に反映させることになりました。

## 3月17日 WG 2 会議(建物火災用防護服)

ISO/CD11613.2 (建物火災用個人防護装備の試験方法 並びに性能要求項目)投票のコメントの審議が行われ、国 際規格案に反映させることになりました。

#### 3 今後に向けて

ISO/TC94/SC14は、消防隊員用個人防護装備を全て扱 い、ヘルメットから靴までの広汎な要素を対象としている ため、各国の意見調整が難しい面があります。しかしなが ら、消防隊員のより一層の安全確保のため、官民が協力し て適切なISO規格の策定に向けて努力を続けていきます。



小林恭一予防課長の挨拶



# 消防庁の旗の制定について

総務課

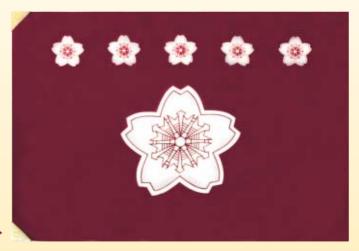
消防庁では、この度、消防庁旗と消防庁長官旗を制定しましたのでお知らせします。 今後は、消防庁が行う式典、緊急消防援助隊の合同訓練等において使用する予定です。



◀消防庁旗



◀消防庁旗(文字を用いない場合)



消防庁長官旗▶

# 急消防援助做

# 平成17年度緊急消防援助隊の登録状況

緊急消防援助隊は本年4月で法制化から1年を迎えま した。

体制の充実・強化を図る観点から、昨年4月に法律上の 位置付けが明確化された緊急消防援助隊は、発足まもな い7月に発生した新潟・福島豪雨災害をはじめ、続く福 井豪雨災害、10月には台風第23号に伴う豊岡市豪雨災害、 さらに新潟県中越地震と4件の災害に出動し、その設立 目的と任務を十分に果たした

4件の災害においては、1 都 2 府21県、233消防本部、 15県消防防災航空隊から880 隊(延べ1.475隊)、3,777人 (延べ5,989人)の隊員が、17日 間にわたって活動、2.823人を 救出しました。

ところです。

また、本年3月20日に発生し た福岡県西方沖を震源とする 地震にも、熊本県防災消防航空 隊と大阪市消防局航空隊が被 害情報の収集等のため、緊急消 防援助隊として出動しました。

今回、消防組織法及び緊急 消防援助隊に関する政令並び に緊急消防援助隊の編成及び 施設の整備等に係る基本的な 事項に関する計画(以下「基 本計画」という。)に基づき、 平成17年度における緊急消防 援助隊登録申請がなされ、全 国779消防本部から2.963隊 (重複登録を除くが登録され、 昨年より142隊増加しました。 (表参照)

消防庁としては、今後も基 本計画に基づき平成20年度ま でに概ね3.000隊規模とするこ とを目標に部隊の増強及び装 備の充実等を図ることとして

います。

東海地震等の大規模地震や特殊災害に対する緊急対応

平成17年度緊急消防援助隊登録状況

お願いいたします。

また、緊急消防援助隊の活動をより効果的なものとす るためには、技術及び活動能力等の向上が不可欠なこと

から、本年6月には、静岡県で第3回緊急消防援助隊全

国合同訓練を実施することとしており、緊急消防援助隊

がより的確かつ迅速な出動及び活動を行える体制の確立 に努めてまいりますので、各都道府県、各消防本部とも

緊急消防援助隊の趣旨をご理解頂き、引き続きご協力を

平成17年4月1日現在

都道府県 支	支援	<ul> <li>都道府県隊</li> <li>7</li> <li>3</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>2</li> <li>3</li> <li>2</li> <li>2&lt;</li></ul>	<b>消火</b> 70 16 14 24 16 16 16 40 18 21 46 47 91 54 28	救助 部隊 7 2 3 5 3 5 11 4 6 14 11 9	救急 部隊 21 4 9 7 8 6 6 20 9 11 24 22	後方 支援 部隊 4 15 2 14 3 2 5 14 12 13 15 6	特別 毒劇 8 1 2 1 2 1 3 4 2 4	大危 6 9 0 3 5 0 3 3	密閉 1 0 0 1 0 0 0 0 0	<b>送水</b> 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0	<b>震災</b>	水難 3 1 0 1 0 0	他特 9 1 0 4 2 1 3	航空 部隊 2 1 1 2 1 1	水上 部隊 0 0 0 0 0 0	合計 140 53 33 67 42 32 44 117	136 52 31 66 40 32 41
北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福地川井県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	2 0 0 0 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	指揮隊     7     3     2     3     2     2     3     2     2     3     2     2     2     2     2     2     2     2     2     2     2     2     2	70 16 14 24 16 16 16 40 18 21 46 47 91 54	7 2 3 5 3 5 11 4 6 14 11 9	21 4 9 7 8 6 6 20 9 11 24 22	## 4 15 2 14 3 2 5 14 12 13 15	8 1 2 1 2 1 3 4	6 9 0 3 5 0 3 3	1 0 0 1 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	3 1 0 1 0	9 1 0 4 2	2 1 1 2 1 1	0 0 0 0 0	140 53 33 67 42 32 44	52 31 66 40 32 41
青岩宮秋山福茨 栃群埼千東神新富石福 東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 2 2 2 4 0	3 2 3 2 2 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	16 14 24 16 16 16 40 18 21 46 47 91 54	2 3 5 3 5 11 4 6 14 11	4 9 7 8 6 6 20 9 11 24 22	15 2 14 3 2 5 14 12 13	1 2 1 2 1 3 4 2	9 0 3 5 0 3 3	0 0 1 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0	1 0 1 0	1 0 4 2	1 1 2 1 1	0 0 0 0 0	53 33 67 42 32 44	52 31 66 40 32 41
岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福港県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 2 0 0 0 0 0 0 0 2 2 2 2 4 0 0	2 3 2 2 2 2 3 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14 24 16 16 16 40 18 21 46 47 91 54	3 5 3 5 11 4 6 14 11 9	9 7 8 6 6 20 9 11 24 22	2 14 3 2 5 14 12 13	2 1 2 1 3 4 2	0 3 5 0 3 3	0 1 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0	0 1 0 0	0 4 2 1	1 2 1 1	0 0 0 0	33 67 42 32 44	31 66 40 32 41
宮秋山福茨栃田県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	2 0 0 0 0 0 0 2 2 2 4 0 0	3 2 2 2 3 2 3 2 2 2 2 2 2	24 16 16 16 40 18 21 46 47 91 54	5 3 3 5 11 4 6 14 11 9	7 8 6 6 20 9 11 24 22	14 3 2 5 14 12 13 15	1 2 1 3 4 2	3 5 0 3 3	1 0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0	1 0	4 2 1	2 1 1 1	0 0 0	67 42 32 44	66 40 32 41
秋山福茨栃群埼千東部 編出川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 0 0 0 0 0 2 2 2 4 0 0	2 2 2 3 2 3 2 2 2 2 2 2	16 16 40 18 21 46 47 91	3 3 5 11 4 6 14 11 9	8 6 6 20 9 11 24 22	3 2 5 14 12 13 15	2 1 3 4 2	5 0 3 3	0 0 0 0	0 0	0 0	0	0	2	1 1 1	0 0	42 32 44	40 32 41
山福茨 栃群岛 千東京 縣 景県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 0 0 0 0 2 2 2 4 0 0	2 2 3 2 3 2 2 2 2 2	16 16 40 18 21 46 47 91 54	3 5 11 4 6 14 11 9	6 6 20 9 11 24 22	2 5 14 12 13 15	1 3 4 2	0 3 3	0 0	0	0	0	0	1	1	0	32 44	32 41
福泉県県場場、大大東京川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 0 0 0 2 2 2 2 4 0 0	2 3 2 3 2 2 2 2 2	16 40 18 21 46 47 91 54	5 11 4 6 14 11 9	6 20 9 11 24 22	5 14 12 13 15	3 4 2	3	0	0	0				1	0	44	41
城県県 村東県県県 大東京川県県県県 大東奈川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	0 0 0 2 2 2 2 4 0 0	3 2 3 2 2 2 2 2	40 18 21 46 47 91 54	11 4 6 14 11 9	20 9 11 24 22	14 12 13 15	4 2	3	0	_		0	0	3				
概末県 群馬玉県 村東京県駅 神新川県 東京川県 東京川県県 東京川県県 東京川県県 東京川県 東京川県県 東京川県	0 0 2 2 2 2 4 0 0	2 3 2 2 2 2 2	18 21 46 47 91 54	4 6 14 11 9	9 11 24 22	12 13 15	2			0						_	117	440
群馬県	0 2 2 2 2 4 0 0	3 2 2 2 2 2 2	21 46 47 91 54	6 14 11 9	11 24 22	13 15		0			0	0	2	17	1	2	117	113
特玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県	2 2 2 4 0 0	2 2 2 2 2	46 47 91 54	14 11 9	24 22	15	4		0	0	0	0	0	1	1	0	49	48
千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県	2 2 4 0 0	2 2 2 2	47 91 54	11 9	22			0	0	0	1	0	0	3	1	0	63	61
東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県	2 4 0 0	2 2 2	91 54	9	_	6	9	0	0	0	0	0	0	10	2	0	124	123
神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県	4 0 0 0	2	54		~ 4	О	5	6	1	0	0	1	0	11	2	2	118	118
新潟県 富山県 石川県 福井県	0 0	2	_		24	21	2	6	2	2	4	3	2	18	6	4	198	198
富山県 石川県 福井県	0		20	15	26	9	8	8	3	4	2	2	6	10	4	2	159	157
石川県 福井県	0	2	20	8	14	5	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	62	62
福井県			21	4	15	6	2	0	2	0	0	0	0	6	1	0	59	58
	0	2	19	3	13	4	3	3	0	0	0	0	1	7	1	0	56	56
山梨県		2	12	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	26	26
	0	2	7	5	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	23	22
長野県	0	3	27	8	16	3	3	0	0	0	0	0	0	11	1	0	72	72
岐阜県	0	2	25	4	13	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	50	50
静岡県	0	2	32	7	15	3	3	0	0	0	0	0	1	3	1	0	67	64
愛知県	2	2	53	16	25	3	10	3	3	0	0	2	1	14	3	1	138	130
三重県	0	2	19	5	8	4	1	3	0	0	2	0	0	5	1	0	50	50
滋賀県	0	2	11	4	13	4	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	41	40
京都府	2	2	20	7	9	4	2	0	1	1	0	1	2	4	2	0	57	54
大阪府	2	2	72	12	30	14	5	8	1	3	0	1	2	15	2	2	171	169
兵庫県	2	3	48	18	58	2	7	3	0	6	0	0	0	9	3	1	160	156
奈良県	0	2	10	3	7	1	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	30	28
和歌山県	0	2	23	5	11	1	2	0	0	0	0	0	0	3	1	0	48	46
鳥取県	0	2	4	4	4	2	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	20	17
島根県	0	2	11	4	7	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	30	29
岡山県	0	3	19	5	13	3	3	3	0	0	0	0	0	4	1	0	54	52
広島県	2	2	31	6	14	8	5	5	1	2	0	0	3	10	2	2	93	89
山口県	0	2	16	5	8	5	1	0	0	0	0	0	3	3	1	0	44	44
徳島県	0	3	3	2	4	2	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	20	20
香川県	0	2	7	2	4	2	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	23	23
愛媛県	0	2	16	4	7	2	2	3	0	0	0	0	0	3	1	1	41	39
高知県	0	2	9	2	5	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	25	23
福岡県	4	2	31	9	15	4	2	2	1	0	0	0	2	6	3	2	83	83
佐賀県	0	2	8	2	5	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	21	19
長崎県	0	2	13	2	8	4	2	3	0	0	0	0	0	1	1	0	36	35
熊本県	0	2	15	8	17	8	4	0	0	0	2	0	1	5	1	0	63	61
大分県	0	2	15	3	6	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	31	31
宮崎県	0	2	9	4	11	5	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	36	33
鹿児島県	0	2	16	5	11	5	3	0	0	0	0	0	1	4	1	0	48	45
沖縄県	0	2	9	3	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	21
計	28	107	1,148	280	600	250	132	91	17	18	11	10	34	228	67	19	3,040	2,963

# 消防通信 は HYOGO

# 兵庫県 姫路市消防局



兵庫県 姫路市消防局長 大和 裕史

# 姫路消防 躍進元年

当市は、兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置し、人口約48万人、市域面積274平方キロメートルで、北部に増位、広峰、書写の中国山地の山々を、南部には瀬戸内海を臨み、市川、揖保川などの諸河川が南流し、中部に市街地を形成しています。

気候は瀬戸内気候で、四季を通じて温暖な日が多く、 天災なども少ない地域です。

郷土気質としては、「灘のけんか祭り」に代表されるような、「何事にも一致団結して燃え上がる性格」と「温暖な気候に恵まれた人の良い性格」がミックスされたのが播州姫路人の典型的な人柄です。

北部には、ハリウッド 映画「ラストサムライ」 のロケ地にもなった書 写山円教寺、市街地中 央部には、羽を広げて 舞う鳥「白鷺(しらさ ぎ)」にたとえられるこ とから、「白鷺城」の別 名で親しまれる「世界 文化遺産 国宝姫路城」 があり、古くから山陽 道の要衝として栄えた 城下町の面影を活か し、様々なイベントを 開催し、姫路の魅力を 発信しています。



ザ祭り屋台 in 姫路



文化財防火デーに伴う姫路城総合訓練

また、南部の臨海部には、産業の主体である鉄鋼・石油・化学等の重化学工業地帯が連なり、大型放射光施設の「SPring 8」を核施設とする西播磨テクノポリスの母都市として、「未来を拓く高度技術・発展都市」を都市ビジョンに掲げ、経済の活性化を図り躍進する未来創造型のまちづくりを目指しています。

姫路市消防局は、昭和23年に自治体消防として発足、 半世紀以上が経過した現在、1本部・4消防署・2分 署・10出張所・消防職員437人・消防団員2,096人で、平成11年度からは防災業務も担当し、48万姫路市民の安全・安心を担っています。

平成18年3月27日を期日とする隣接4町との合併を目指すとともに、周辺市町との連携を強化し、交流を深めながら、政令都市を見据えた魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

この合併協議に伴い、消防庁のご指導のもと合併町域が加入する消防事務組合が解散し、消防事務を姫路市が受託する消防広域化も方針決定されており、平成19年4月には、管轄人口約60万人、面積は従来の3倍以上の870平方キロメートルの消防本部となります。

また、平成17・18年度の主な事業として、総工費約46 億の姫路市防災センター(仮称)を建設します。

この防災センターは、あらゆる災害にも対応できる消防 防災中枢機能を有し、高機能消防指令センター・防災業 務システム等を導入するとともに、本部直轄部隊の設置 に伴う消防出張所の統廃合も計画しており、新たな時代 にふさわしい姫路消防の顔として、事業を推進しています。



最後になりましたが、火災・救急・救助等の消防事案への対処と併せて、過去に経験したことのない市民の安全・安心を脅かす事態の発生や、国民保護法制への対応など、我々消防人の任務はますます重要となっています。

消防職員一人ひとりが市民のニーズを的確に把握し、全力で職務にあたる心構えが大切であり、今年度が姫路消防の躍進元年になるよう、全職員が心を新たに奮闘しています。

# 管内の病院で新入社員防災教育を実施

### 東京消防庁

本郷消防署は4月4日、管内五大病院のトップを切っ て、日本医科大学付属病院及び順天堂大学付属順天堂医 院において、各病院の新入職員合わせて600名を対象にし た防災教育を実施しました。防災ビデオの上映や、防災 に関するクイズを取り入れた講義では、何度か驚きの声が あがり、消防防災に関心を持ってもらうことができました。 その後、通報、初期消火等の各パートに分かれて訓練を 実施しました。参加者は「自分たちの事業所は自分たち で守る」を合言葉に訓練に取り組んでいました。



訓練用消火器を使った消火訓練

# 山火事防止看板を設置

#### 丸岡町消防本部

丸岡町消防本部は、国道364号線沿いの山林入り口に 山火事防止を呼びかけるための大看板(縦・横3.6m)を昨 年に引き続き設置しました。大看板には、山火事予防運 動の全国統一標語「小さな火 山に捨てると 大きな火」 の文字と、防災ヘリコプターが消火バケツを使って消火活 動をする模様をイメージしたイラストを描き込みました。 大看板は、職員らが休みなどの空いた時間を利用して約 2週間かけて製作したもので、山菜採りやハイカーたちに 山火事防止を呼びかけています。



山火事防止を呼びかける大看板

# 消防酒信





ぼうろう

# 消防ちびっこひろば2005を開催

#### 大津市消防局

大津市消防局南消防署は3月7日、管内の幼稚園児を 対象とした「消防ちびっこひろば2005」を開催しました。 ちびっこひろばには、園児、保護者ら約400名が参加し、 煙体験や、地震体験では怖がっていた園児たちも、紙芝 居や、署員手作りの標的をめがけて行う水消火体験では、 興味津々。帰る頃には、太陽に負けないくらいの眩しい 笑顔が輝いていました。最後は、元気いっぱいの園児たち と参加者全員で防火の願いを込めて「火」「の」「用」「心」 の人文字を作り、防火を誓い合って閉幕しました。



興味津々だった水消火体験

# ドクターヘリの運用訓練を実施

## 鳥取県東部広域行政管理組合消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局は3月7日、鳥取 県消防防災航空隊及び、県立中央病院と合同でドクター ヘリの運用訓練を実施しました。

当日は、交通遠隔地で緊急医療を要する救急事案が発 生したとの想定で、救急隊による応急処置を実施すると ともに、隊長からのヘリ搬送依頼を受けた航空隊が医師 同乗のもと現場へ急行し、消防隊の地上支援を受けなが ら重症患者を機内へ収容、県立中央病院高度救急救命セ ンターへ搬送するなどの一連の訓練を実施しました。



ドクターヘリ運用訓練の模様

# 🛂 平成17年度新学科のスタート

4月から本科、幹部研修科、救助科及び新任消防長・ 学校長コースが始まりました。このうち、新任消防長・ 学校長コースは本年度初めて実施したもので、主に消防 訓練の経験の無い消防長及び新任の消防学校長の方を対 象として実科訓練を含む2週間の訓練を行います。また、

学生の実戦能力を向上させるため、救助科及び警防科に 加え、本年度から本科及び幹部研修科でも神奈川県横須 賀市にある(独)海上災害防止センターで実火災消火訓練 を実施いたします。



新たに配備した訓練用ポンプ車

# **這** 成績優秀者 (警防科第76期 / 予防科第77期)

消防大学校では学科の座学及び実科の効果測定点を合 計して、上位10%を成績優秀者として表彰しています。 今回掲載するのは3月に卒業した警防科第76期及び予防 科第77期です。

警防科第76期成績優秀者は、島根県消防学校・宮崎哲 人、富山県消防学校・広田一徳、名古屋市消防局(愛知 県)・石原新一郎、埼玉県消防学校・根本 実、新潟市消 防局(新潟県)・佐藤 修、糸島地区消防厚生施設組合糸

島消防本部(福岡県)・浜地広喜、大分県消防学校・河原 靖繁の各氏でした。

予防科第77期の成績優秀者は、宮崎県消防学校・四本 貴久、県央地域広域市町村圏組合消防本部(長崎県)・田 方 章、新潟市消防局(新潟県)・若杉雅彦、船橋市消防 局(千葉県)・市川満雄、札幌市消防局(北海道)・小野寺 公房、宇都宮市消防本部(栃木県)・粂川 繁、阿蘇広域 行政事務組合消防本部(熊本県)・穴見昭二の各氏でした。

# 広報資料6時



# 危険物安全週間

# 危険物保安室



## 目 的

石油類をはじめとする危険物は、一般家庭、事業所等において幅広く利用され、国民生活に深く浸透しており、 その安全確保の重要性は益々増大しています。

一方、これらの危険物は、貯蔵又は取扱いを誤ると、引火性や爆発性等の高い火災危険性を有しており、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものであることから、その貯蔵又は取扱いに当たっては細心の注意をもって臨み、安全確保に努めなければなりません。

こうした中、危険物施設の事故は近年増加傾向で推移 しており、今後、危険物施設関係者の企業防災等に対す る保安意識の確立について、広く呼びかけて行くことが一 層重要になっています。

これらのことから、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。



#### 期間

平成17年6月5日(日)から6月11日(土)まで



#### 実施団体

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(財)全国 危険物安全協会、危険物関係諸団体



#### 実施方針

国、都道府県、市町村、(財)全国危険物安全協会(各都道府県危険物安全協会連合会、各地区危険物安全協会)、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨に沿って各地域で行事を実施します。

## (1) 実施の重点

ア 危険物施設における保安体制の整備促進

地下に埋設された危険物施設及び屋外タンク貯蔵 所の腐食劣化による事故防止対策の推進

製造所・一般取扱所等における危険要因の把握と 安全対策の確立 ヒューマンエラーを防止するための自主保安体制の 構築

屋外タンク貯蔵所等の地震対策の推進 平成17年度危険物事故防止アクションプランの重 点項目に沿った事故防止対策の徹底

- イ 危険物に関する知識の啓発普及 危険物安全週間の趣旨の徹底 講演会、研修会等の開催
  - 危険物事業者、消防機関等が一体となった事故防止のための取り組みを地方レベルで推進
- ウ 危険物保安功労者及び優良危険物関係事業所等の 表彰

## (2)実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた 危険物の保安確保の重要性に関する広報、啓発活動 の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配布
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対す る査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防 訓練の実施
- キ 危険物保安功労者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケーその他



### 危険物安全推進標語

「危険物 かさねる無事故の 金メダル」



#### **危険物安全调間推准ポスターモデル**

## 野口 みずき さん (女子マラソン)

この「危険物安全週間」を通じて、危険物の貯蔵又は 取扱いに従事する方々をはじめ、広く国民の皆様の危険 物に対する理解を深め、事故のない、安全で豊かな社会 を築いて行くこととしています。





# 消防法の改正に伴う住宅用火災警報器 の設置義務化まであと1年です

# 防火安全室

## 消防法改正の背景

近年の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。以下同じ。)は、増加傾向にあり、平成15年中の住宅火災による死者数は昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超え1,041人となっています。特に、死者の過半が65歳以上であることから、今後、高齢化の進展によりさらに増加するおそれがあります。

## 住宅火災による死者数の推移



住宅火災による死者数は、建物火災による死者数(放火自殺者等を除く。)1,204人(平成15年中)の約9割を占め、住宅はホテル・旅館、百貨店等よりも火災発生時には5倍程度死者が発生しやすい状況となっているうえ、このうち約7割が逃げ遅れによるものです。このような背景から、平成15年12月に消防審議会より、住宅用火災警報器等を、住宅への設置を義務付ける等を内容とする答申が出され、平成16年通常国会において衆参両議院で全会一致で可決成立し、消防法が改正されました。

#### 住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙を感知 し、音声や警報音で火災の発生を知らせます。



## 住宅用火災警報器の効果

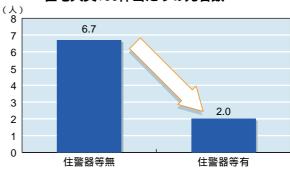
米国や英国においては、住宅用火災警報器等の普及率が高くなるにつれて住宅火災による死者数が減少しており、住宅用火災警報器等の設置による住宅火災による死者数低減の効果は高いといえます。

## 米国における住宅用火災警報器等の普及率と死者数の推移



また、日本の住宅火災においても、住宅用火災警報器等の有無によって、3.3倍(平成15年中)の低減効果が見られます。

## 住宅用火災警報器等の設置有無で見た 住宅火災100件当たりの死者数



# いつからどこに住宅用火災警報器を設置しなければいけないの?

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村の条例で定める日から適用になります。

設置場所は市町村の条例で定められることとなります。

詳しくはお近くの消防署まで



# 3月の主な通知

		+	J's At-dx	150 BX
発番号 消防特第42号	日 付 平成17年3月 4日	あて先 関係道府県消防防災主管部長	<b>発信者</b> 消防庁特殊災害室長	標 題 休止中の特定事業所における防災体制について
				平成16年度全国消防団員意見発表会の開催結果及び同意見発表会等の
消防消第57号	平成17年3月 7日 平成17年3月 9日	各都道府県消防防災主管部長各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長消防庁防災課長	放映について 林野火災に対する警戒の強化について
消防救第68号	平成17年3月 9日 平成17年3月10日	各都道府県消防主管部(局)長	消防庁救急救助課長	救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び
医政指発第0310004号 消防救第69号	平成17年3月10日	各都道府県衛生主管部(局)長各都道府県消防防災主管部長	厚生労働省医政局指導課長 消防庁救急救助課長	実習の実施状況等の調査結果(第2回)について 救急救命士の薬剤(エピネフリン)投与の実施について
消防救第70号	平成17年3月10日	各都道府県消防主管部(局)長	消防庁救急救助課長	救急救命士の薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充
医政指発第0310003号		各都道府県衛生主管部(局)長各都道府県消防防災主管部長	厚生労働省医政局指導課長	実強化について 救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要
消防救第71号	平成17年3月10日 平成17年3月10日	東京消防庁・各指定都市消防長 各救急救命士養成所長	消防庁救急救助課長消防庁救急救助課長	領の一部改正について 救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について
消防危第52号	平成17年3月10日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について
		東京消防庁・各指定都市消防長 各都道府県消防防災主管部長		
消防消第66号	平成17年3月17日	東京消防庁・各指定都市消防長 各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防機関による適切な報道対応体制について
消防消第73号	平成17年3月18日	東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防課長	災害通報受信時の適切な対応について
消防安第50号 消防危第53号	平成17年3月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	火災予防条例(例)の一部改正について
消防安第55号	平成17年3月22日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	改正火災予防条例(例)の運用について
消防安第56号	平成17年3月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱い に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 の公布について
消防予第54号 消防安第57号	平成17年3月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
<b>消防予第</b> 56 <b>号</b>	平成17年3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり 方検討委員会の報告書の送付及び旅館・ホテルに対する情報提供等に ついて
消防消第74号	平成17年3月23日	愛知県防災局長	消防庁消防課長	2005年日本国際博覧会の開催に伴う警察諸対策に対する協力要請について
消防危第55号	平成17年3月24日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行につい て
消防危第62号	平成17年3月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指 針について
消防安第58号	平成17年3月24日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物における違反是正の推進に ついて
<b>消防危第</b> 59 <b>号</b>	平成17年3月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成17年度「危険物安全週間」の実施について
消防予第63号 消防安第60号 消防危第60号 消防特第65号	平成17年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者 等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の 公布について
消防安第66号	平成17年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について
消防震第12号	平成17年3月28日	各都道府県防災主管部長 東京消防庁・各政令市消防長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊出動時における消防学校等施設の使用について
消防震第13号	平成17年3月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁震災等応急室長	消防広域応援交付金交付規程及び細則の改正について
消防安第62号	平成17年3月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	住宅防火対策の推進に係る施策の実施状況等の調査について
消防国第21号	平成17年3月30日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	都道府県国民保護モデル計画について
消防震第14号	平成17年3月30日	各都道府県防災主管部長 東京消防庁・各政令市消防長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊運用要綱の改訂等について
消防震第15号	平成17年3月30日	各都道府県防災主管部長 東京消防庁・各政令市消防長	消防庁震災等応急室長	緊急消防援助隊に係る応援等実施計画及び受援計画について
消防危第63号	平成17年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検に係る運用について
消防危第64号	平成17年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」に基づく審査基準等の設定について
消防災第54号 府政防第291号	平成17年3月31日	各都道府県知事	消防庁次長 内閣府政策統括官(防災担当)	使力高高味における様和 <i>に</i> 達取が宣動主管の攻撃主管について
消防災第55号 府政防第290号1	平成17年3月31日	各都道府県知事	消防庁次長 内閣府政策統括官(防災担当)	地震防災戦略における「地域目標」の策定について
消防国第22号	平成17年3月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及 び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報 の収集及び提供に係る留意事項等について
消防特第66号 17保安第10号	平成17年3月31日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 原子力安全・保安院保安課長	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の 配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について
消防予第70号 消防危第66号	平成17年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「タイヤ・RDFに係る消火のあり方に関する調査検討報告書」の送付及び留意事項について
消防救第92号	平成17年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急救助課長	建築物等に係る事故情報に関する特定行政庁との連携体制の整備等に ついて
<b>消防救第</b> 95 <b>号</b>	平成17年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急救助課長	医療機関に搬送した傷病者に関する情報について
消防救第97号 医政指発第0331005号	平成17年3月31日	各都道府県消防主管部(局)長各都道府県衛生主管部(局)長	消防庁救急救助課長 厚生労働省医政局指導課長	事後検証における患者に関する情報の取扱いについて
消防安第65号	平成17年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防火安全室長	執務資料の送付について
	1	2.000000000000000000000000000000000000	<u>I</u>	

# 広報テーマ

危険物安全週間 消防法の改正に伴う住宅用火災警報器の設置義務化まであと1年です 災害時要援護者対策の推進 危険物保安室 防火安全室 防災課

# 消防庁人事

## 平成17年3月31日付

	氏	名		新	旧
佐	野	忠	史	辞職	消防大学校長
武	居	丈	_	出向 (総務省大臣官房付へ(福岡県副知事))	救急救助課長
金	子	照	行	辞職(東京消防庁参事兼装備部管理課長事務取扱へ)	消防大学校副校長
山		祥	義	出向 (総務省大臣官房付へ(鳥取県商工労働部長))	総務課理事官
安	藤	真	之	辞職 ( 広島市消防局職員課付へ( 広島県消防学校へ ))	総務課国民保護運用室
吉	武	小二	郎	辞職(京都市消防局警防部指令課長へ)	消防課課長補佐
重	徳	和	彦	出向 (総務省大臣官房秘書課課長補佐へ 広島県地域振興部地域分権総室地域税財政室長))	消防課課長補佐
I	藤		学	出向(総務省大臣官房秘書課主査へ(地方公務員災害補償基金訟務課訟務第一係長併任訟務課訟務第二係長))	消防課
手	塚	康	長	辞職(東京消防庁予防部予防課消防設備係長へ)	予防課防火安全室企画調整係長 併任 予防課防火安全室制度係長
平	野	敏	行	辞職(川崎市消防局総務部人事課長へ)	予防課危険物保安室課長補佐
越	谷	成	_	辞職(川崎市消防局予防部危険物課副主幹へ)	予防課危険物保安室危険物第一係長
松	浦	晃	弘	辞職(危険物保安技術協会業務企画部企画課課長代理へ)	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安 室危険物判定係長
佐	藤		睦	辞職(東京消防庁装備部管理課化学車製作係長へ)	予防課危険物保安室パイプライン係長
緒	方	啓	_	出向(総務省大臣官房付へ(消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長))	防災課理事官
植	田	達	志	辞職(静岡県総務部防災局防災情報室主幹へ)	防災課震災対策専門官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐
近	藤	史	郎	辞職(北海道危機対策室防災消防課主査へ)	防災課防災企画係長
中	瀬	元	浩	辞職(三重県防災危機管理局防災対策室主査へ)	防災課地域防災係長
森	高	邦	博	辞職(愛知県防災局防災課へ)	防災課
大	橋	_	朗	辞職(東京消防庁総務部企画課情報統計係長へ)	防災課防災情報室情報企画係長
千	葉	周	平	辞職(福岡市消防局総務部消防学校へ)	防災課防災情報室
石	井	幸	_	辞職(千葉市消防局総務部人事課長へ)	防災課特殊災害室課長補佐
金	原	建	治	辞職(北九州市消防局防災対策部防災課計画調整係長へ)	防災課特殊災害室コンピナート保安係長 併任 防災課特殊災 害室コンピナート審査係長
打	明	茂	樹	辞職(大阪市消防局鶴見消防署長へ)	消防大学校調査研究部長 併任 教授
大	嶋	文	彦	総務課主査 辞職(神戸市消防局警防部救急救助課主幹へ)	独立行政法人消防研究所研究企画部主査

				<b>平成</b> 17 <b>年 4 月 1 日付</b>	
	氏	名		新	IE .
	矢		守	消防大学校長	消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長
下	可内		司	出向(総務省自治行政局自治政策課長へ)	防災課長
金	谷	裕	弘	防災課長	総務省大臣官房付
上	関	克		救急救助課長	総務省大臣官房付
関		政	彦	消防大学校副校長	東京消防庁昭島消防署長
岡	本	誠	司	総務課課長補佐	総務省自治行政局市町村課課長補佐 併任 自治行政局合併推進課課長補佐
白	石	暢	彦	総務課課長補佐 出向(独立行政法人消防研究所火災原因調査室調整官 併任 総務課課長補佐へ)	内閣官房副長官補付
秋	和	孝		総務課課長補佐 出向( 内閣官房副長官補付へ )	総務省自治行政局選挙部政治資金課課長補佐
高	橋	伸	=	総務課主査	総務省大臣官房総務課国会連絡第二係長
長	内	秀	樹	総務課主査	総務課
廣	瀬	え	み	出向(総務省大臣官房秘書課へ)	総務課
引	馬	誠	也	出向(総務省自治財政局財政課へ)	総務課
内	海	隆	明	総務課	消防課
有	村	誠一		総務課	総務省大臣官房秘書課
長	友	雅		出向(総務省自治財政局財政課へ)	総務課
黒	Ш	賢-		総務課	総務省大臣官房秘書課
後	藤		勝	総務課 出向(総務省自治行政局自治政策課地域情報政策室へ)	独立行政法人消防研究所総務課
早	Ш	卓		総務課 出向(独立行政法人消防研究所総務課へ)	総務省大臣官房秘書課
野	П	洋		総務課	総務省大臣官房会計課
岡	Щ	宏		併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
西	崎		吏	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	総務課
佐	藤	_	道	出向(総務省自治財政局財政課へ)	総務課
松	﨑	亮		出向(総務省自治行政局自治政策課国際室へ)	総務課
杉	田	由核		総務課	総務省大臣官房企画課 併任 大臣官房秘書課 ( 荒木総括審議官付 )
高	木		史		総務省大臣官房秘書課
酒	井	正		総務課	総務省大臣官房秘書課
山	邉	賢		総務課	総務省大臣官房秘書課
富	田		孝	総務課 出向(独立行政法人消防研究所総務課へ)	総務省大臣官房秘書課
エ	藤		樹	総務課 辞職(危険物保安技術協会業務企画部企画課へ)	青森地域広域消防事務組合消防本部予防課主任
西	原	健		総務課テロ対策専門官 併任 総務課国民保護室課長補佐 併任 総務課国民保護運用室課長補佐	東京消防庁警防部警防課課長補佐 兼 消防係長
森	中	高		出向(総務省自治財政局地方債課へ)	総務課国民保護室
松	本	典		総務課国民保護室	総務省大臣官房秘書課
宮	脇		史		総務課国民保護運用室運用係長 併任 総務課国民保護運用室調整係長
下	末	幹	人	総務課国民保護運用室	総務省大臣官房秘書課
西	Ш	幸	夫	消防課課長補佐	京都市消防局東山消防署警防課担当課長

	氏	夕		新	IB
र्रोड	藤	秀	生	•••	総務省大臣官房企画課課長補佐
際				消防課課長補佐 出向(総務省自治財政局公営企業課主幹併任自治財政局公営企業課公営企業経営企画室	
篠山山	宮	正	巳	主幹 併任 自治財政局公営企業課地域企業経営企画室主幹へ)	消防課主幹
小山		哲	也	消防課主幹	総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室給与第一係長 併任 自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室給与第二係長
桑	原		健	出向(総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室病院事業係長へ)	消防課財政係長
土	田	康	博	消防課財政係長	総務省自治財政局交付税課交付税第二係長
金	子	_	夫	出向(総務省大臣官房会計課収支第二係長へ)	消防課消防団係長
太	田	和	弘	消防課消防団係長	北九州市消防局八幡消防署警防課主査
松	本	浩	典	消防課 併任解除	予防課危険物保安室 併任 予防課
	~		宏	***************************************	
岡	mz	亮		併任 消防課	総務省大臣官房秘書課
Щ	野	高	寛	消防課	総務省大臣官房秘書課
青	木	高	弘	出向(総務省自治行政局自治政策課地域情報政策室地域情報専門官 併任 自治行政局 自治政策課地域情報政策室主幹へ)併任解除 免 予防課行政係長事務取扱	予防課主幹 併任 予防課防火安全室主幹 併任 予防課危険 物保安室主幹·予防課行政係長事務取扱
野	П	壮	弘	予防課主幹 併任 予防課防火安全室主幹 併任 予防課危険物保安室主幹・予防課行 政係長事務取扱	総務省自治行政局選挙部政治資金課管理係長
伊	藤		要	予防課設備係長	予防課設備係長心得
阿	部	伸	之	併任解除	独立行政法人消防研究所基盤研究部 併任 プロジェクト研究部 併任 予防課
猪	-	信	雄	以上の下が 出向(総務省大臣官房秘書課 併任 内閣府政策企画専門職 政策統括官(経済社会システム担当)付 参事官(統括担当)付)併任 内閣府本府民間資金等活用事業推進室へ)	予防課 併任 予防課防火安全室
_					
長	岡	丈	道	予防課 併任 予防課防火安全室	総務省大臣官房秘書課
野	村	亮	太	出向(総務省自治行政局選挙部選挙課へ)	予防課
$\Box$	増	正	宏	併任 予防課	総務省大臣官房秘書課
岡	田	勇	佑	予防課 併任 総務省大臣官房秘書課	
坂	倉	丈	- 夫	予防課防火安全室企画調整係長 併任 予防課防火安全室制度係長	
加	藤	晃		出向(文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官へ)	
7511		光			予防課危険物保安室課長補佐
秋	葉		洋	予防課危険物保安室理事官	京都市消防局予防部担当部長
田	中	経	康	予防課危険物保安室課長補佐	川崎市消防局総務部庶務課副主幹・庶務係長
松	本	穂	高	予防課危険物保安室危険物第一係長	さいたま市消防局総務部消防総務課副主幹
會	田	幸	子	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	東京消防庁麹町消防署予防課課長補佐 兼 査察係長
Ξ	根	徳	男	予防課危険物保安室パイプライン係長	危険物保安技術協会業務企画部業務課課長代理
山		研	悟		
				予防課危険物保安室 併任 予防課	総務省大臣官房秘書課
杉	原	隆	光	防災課理事官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
田	辺	康	彦	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐 併任解除	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補 佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐
藤	田	和	久	防災課震災対策専門官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐	静岡県総務部防災局防災政策室主幹
Ш	城	芳	生	防災課地域情報把握専門官 併任 総務課国民保護運用室課長補佐 併任 防災課震災 等応急室課長補佐	大阪市消防局総務部副参事
小	松	恭	和	防災課地域情報把握專門官 併任 総務課国民保護運用室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
	<b>H</b>	和	雄	防災課防災企画係長	防災課震災対策係長
羽					
永	作	卓	<u>±</u>	防災課震災対策係長	総務省郵政行政局総務課総合企画室郵便局制度係長
所		健-	一郎	防災課地域防災係長	北海道企画振興部総務課主査
鈴	木	恭	太	防災課	愛知県建設部建設総務課
江	П	友	之	併任 防災課	総務省大臣官房秘書課
細	Ш	直	史	併任解除 免 防災課防災情報室通信企画係長事務取扱	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官 併任 プロジェクト研究部 併任
下	仲	宏	卓	防災課防災情報室課長補佐 併任 総務課国民保護運用室課長補佐 併任 防災課地域	防災課防災情報室課長補佐・防災課防災情報室通信企画係長事務取扱 総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課課長補佐
- ·				情報把握専門官 併任 防災課震災等応急室課長補佐	
小	池	敦	郎	出向(総務省統計局統計基準部統計企画課地方統計専門官へ)	防災課防災情報室課長補佐
本	間	裕	康	防災課防災情報室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
水	越	文	広	防災課防災情報室情報企画係長 併任 防災課防災情報室通信企画係長	東京消防庁麻布消防署教養担当係長
塩	谷	壮	史	防災課防災情報室 併任 総務省大臣官房秘書課	
佐	野	元	康	併任 総務課国民保護運用室課長補佐 併任 防災課地域情報把握専門官	防災課震災等応急室課長補佐
渡	辺	克	E	出向(総務省自治行政局地域振興課過疎対策室課長補佐へ)	防災課震災等応急室課長補佐
_					
西	澤	純		防災課震災等応急室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
明	田	大	吾	防災課震災等応急室 併任 総務省大臣官房秘書課	
安	藤		勝	防災課特殊災害室課長補佐	千葉市消防局予防部予防課主幹
井	上		孝	出向(総務省自治行政局自治政策課地域情報政策室電子自治体推進係長 併任 自治行 政局自治政策課へ)	防災課特殊災害室企画係長
濵	田	裕	Œ	防災課特殊災害室企画係長	総務省大臣官房秘書課主査
金	子	正	和	防災課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 防災課特殊災害室コンビナート審査係長	川崎市消防局臨港消防署警防第2課浮島出張所長
	地	弘			
中 5 /			幸	救急救助課航空専門官	神戸市消防局総務部庶務課主幹
久任		勝	明	併任 救急救助課課長補佐	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
深	澤	正	志	出向(総務省自治財政局交付税課主幹 併任 自治財政局交付税課意見処理専門官へ)	救急救助課主幹
西	Ш		亨	救急救助課主幹	総務省自治財政局交付税課交付税第一係長
古	木	康	友	併任解除	救急救助課救急企画係長 併任 救急救助課救急推進係長
佐々		~~	靖	救急救助課救急推進係長	札幌市消防局中央消防署救急一担当係長
曹	野	晃		併任解除	救急救助課航空係長 併任 救急救助課救助係長
堤		康	弘	救急救助課救助係長	横浜市消防局緑消防署白山消防出張所長
児	Щ	文	_	併任 救急救助課国際協力係長	救急救助課国際緊急援助係長
坂	本	隆	哉	出向(総務省自治行政局選挙部選挙課へ)	救急救助課
髙	野		樹	救急救助課	総務省大臣官房秘書課
沖	本	良	則	消防大学校調査研究部長 併任 教授 出向(総務省自治行政局自治政策課主幹 併任 自治行政局自治政策課国際室主幹へ)	広島市消防局東消防署警防課警防司令官
根	塚		剛	免 消防大学校庶務課庶務係長事務取扱	消防大学校庶務課主幹・消防大学校庶務課庶務係長事務取扱
番	場	芳	広	消防大学校庶務課主幹・消防大学校庶務課庶務係長事務取扱	総務省自治行政局選挙部選挙課選挙第一係長



# 編集発行/消防庁総務課

**住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)** 

電 話 03 - 5253 - 5111

ホームページ http://www.fdma.go.jp

